

裁

決

審査請求人

処分庁

審査請求人が、平成23年6月1日付けで提起した保護廃止決定処分及び保護申請却下決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主

文

本件審査請求のうち、平成23年4月28日付け保護廃止決定処分を取り消し、その余の請求については棄却する。

理

由

第1 審査請求の趣旨

1 本件審査請求の趣旨は、（以下「処分庁」という。）が、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、平成23年4月28日付けで通知した生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分1」という。）及び同日付けで通知した保護申請却下決定処分（以下「本件処分2」という。）の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりであると解される。

(1) 本件処分1について

本件処分1の通知書における理由欄には、「恒常的な市職員に対する威嚇行為」及び「保護費不正受給」と記載されている。しかし、「威嚇行為」については事実誤認である。また、「不正受給」については、請求人と請求人のとが別居状態にあることは、一時的なものであり、処分庁も許したものである。そうであるにもかかわらず、処分庁は、請求人に対し、の分まで扶助費を支給してきたのであって、請求人は不正受給をしていない。

したがって、どちらも保護廃止の理由にはあたらない。

なお、保護費不正受給については弁明の機会が与えられておらず、この点について保護廃止の理由とすることには手続的瑕疵がある。

(2) 本件処分2について

の入学に必要な一時扶助費の支給を申請したものであり、請求人ととの別居状態は、前記(1)のとおり、処分庁も許した一時的なものに過ぎず、長女との「居住実態がない」との処分理由は、本件処分2の理由とはならない。

第2 認定事実及び判断

1 認定事実

- (1) 処分庁は、平成22年4月15日から、請求人に対し、保護を開始したこと。
- (2) 請求人は、平成22年7月15日付けで、請求人の[]と[]と一緒に生活することになったとして、世帯員変更の保護申請を行い、同年8月分より世帯員3人分の保護費を受給していたこと。
- (3) 処分庁は、平成23年3月17日付け[]で書面をもって、請求人に対し、[]職員に対する威嚇行為を行わないこと、また、調査を拒否、妨害しないこと等を内容とする法第27条第1項の規定による指導又は指示を行ったこと（以下「本件指導指示」という。）。

処分庁は、請求人に対し、法第78条の規定により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう書面により指導又は指示をした事実は認められないこと。

- (4) 請求人は、平成23年4月5日に、処分庁に対し、[]の「通学交通費に困る為」との理由で、生業一時扶助を申請（以下「本件申請」という。）したこと。
- (5) 処分庁職員は、平成23年4月13日に、請求人世帯における[]及び[]の居住実態を調査するため請求人の[]宅を訪問したところ、①請求人の[]及び[]が、同宅から通学のために外出したことを確認したこと、また、②請求人の[]宅を訪問し、請求人の[]及び[]の勉強道具、衣類等が同宅にあることを確認したこと。

なお、請求人は、処分庁に対し、請求人の[]及び[]と請求人とが一時的に別居する旨届出を行った事実は認められないこと。また、処分庁が、請求人に対し、上記別居を許した事実は認められないこと。

- (6) 処分庁は、平成23年4月25日に、請求人に対し、請求人が本件指導指示に違反したとして、所定の手続を経た上で法第62条第3項の規定による弁明の機会を付与したこと。

なお、請求人は、上記弁明の機会において、これまでの請求人の処分庁職員に対する態度等について反省の態度を見せつつ、今後は処分庁の指導指示を受け入れる旨弁明を行ったこと。

- (7) 処分庁は、平成23年4月26日に、請求人についてケース診断会議を開催した結果、前記(6)における請求人の弁明は一定の評価をすべきであるが、居住実態のない[]及び[]の保護費の漏給を防止する観点から、同年5月1日をもって、請求人に対する保護を廃止する旨決定したこと。

- (8) 処分庁は、平成23年4月28日付けで保護廃止決定である本件処分1を行い、書面をもって通知したこと。

なお、上記通知書の「理由」の欄には、「恒常的な市職員に対する威嚇行為及び居住実態のない世帯員の保護費不正受給により」と記載されていたこと。

- (9) 処分庁は、前記(3)の申請に対し、請求人の[]の請求人宅における居住実態が認められないことを理由に保護申請却下処分である本件処分2を行い、平成23年4月28日付け[]で書面をもって通知したこと。

(10) 請求人は、平成23年6月1日付けで、本件審査請求を提起したこと。

2 判 断

(1) 本件処分1について

ア 保護廃止処分に関する法のしくみについて

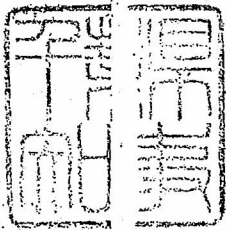
法は、保護の実施機関（以下「実施機関」という。）が、被保護者に対し、保護の廃止処分（以下「廃止処分」という。）を行いうる場合として、被保護者が保護を必要としなくなったとき（法第26条）、立入調査を拒否、妨害、忌避したとき（法第28条第4項）、法第27条の規定による指導又は指示に従う義務に違反したとき（法第62条第3項）等を規定している。このうち、法第62条第3項の規定による廃止処分は、法第27条第1項の規定により実施機関が書面によって行った指導又は指示に、被保護者が従わなかった場合でなければ行ってはならない（生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。以下「規則」という。）第19条）。

また、廃止処分は、被保護者の最低限度の生活の保障を奪う重大な処分であるから、これを行うことは慎重でなければならず、保護の停止等廃止よりも軽い処分で足りる場合には、これらを選択すべきである（福岡地方裁判所平成10年5月26日判決参照）。この点、保護の停止等を経ずに、法第62条第3項の規定を適用して廃止処分をなしうる場合として、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第11問1の答では、「(1) 最近1年以内において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき。(2) 法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。(3) 保護の停止を行うことによって当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。」と示されている。

イ 本件処分1の処分理由について

(ア) 処分庁は、前記認定事実(7)のとおり、平成23年4月26日に、請求人についてケース診断会議を開催した結果、請求人の弁明は一定の評価をすべきであるが、居住実態のない長女及び次女の保護費の漏給を防止する観点から、同年5月1日をもって、請求人に対する保護を廃止する旨決定したこと、また、前記認定事実(8)のとおり、本件処分1の通知書の理由欄には、「恒常的な市職員に対する威嚇行為及び居住実態のない世帯員の保護費不正受給により」との記載があることが認められることから、本件処分1の理由は、「恒常的な市職員に対する威嚇行為」及び「居住実態のない世帯員の保護費不正受給により」の2つが相まっているものの、決定的な理由は、請求人が保護費を不正受給したことにあるものと認められる。

ところで、被保護者による保護の実施機関の職員に対する威嚇行為又は暴力行為という事実について、法は、これを廃止処分の要件とする旨規定



していないから、この事実を理由に廃止処分を行うためには、法第27条第1項の規定による指導又は指示に違反した場合に適用される法第62条第3項の規定しかない。

この点、前記認定事実(3)のとおり、「恒常的な職員に対する威嚇行為」という事実は、法第27条第1項の規定による本件指導指示の内容とされている。

しかし、前記アに掲げた課長通知により、保護の停止等を経ないで廃止処分を行うためには、この事実が認められるだけでは不足であるし、処分庁も、前記認定事実(6)のとおり、請求人が弁明の機会において反省の態度を見せたことから、前記認定事実(7)のとおり、一定の評価をすべきであるとケース診断会議で結論づけている。

したがって、「恒常的な職員に対する威嚇行為」という事実のみをもってしては、請求人に対し、保護の停止を経ずに、いきなり廃止処分を行うことは相当ではないといえる。

(イ)そこで、本件処分1のもう1つの理由である「居住実態のない世帯員の保護費不正受給」との事実が、廃止処分の理由たりうるか以下検討する。

この点、法は、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた(以下「不正受給」という。)者に対しては、保護費を返還させることができる旨規定し(法第78条)、また、別途3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する旨規定し(法第85条)、さらに、不正受給行為が刑法(明治40年法律第45号)の例えば詐欺罪(刑法第246条。10年以下の懲役に処せられる。)等の構成要件に該当する場合には、同罪に関する規定が優先適用される旨規定する(法第85条ただし書)。

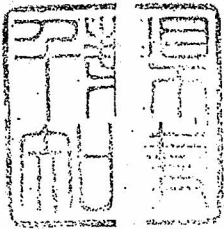
このように、法は、不正受給行為を反社会的行為である自然犯として、刑法による処罰の対象にまで高めており、断じて不正受給を許容するものではない。

しかし、一方で、法には、被保護者の不正受給の事実をもって直ちに保護を廃止しうる旨の規定は存在しない。

したがって、仮に、請求人において「居住実態のない世帯員の保護費不正受給」をした事実が認められるとしても、かかる事実は廃止処分の要件ではないから、この事実のみを理由にして廃止処分を行うことはできない。

(ウ)不正受給は、前記(1)アに掲げた課長通知第11問1の答②のとおり、これを止めるよう指導指示が行われたにもかかわらず、それに従わない場合に、法第62条第3項の規定により、廃止処分を行う理由となるものである。なお、前記(1)アに掲げたように、規則第19条の規定により、書面による指導指示違反でなければ法第62条第3項の規定による廃止処分は行えない。

しかし、本件においては、前記認定事実(3)のとおり、処分庁は、請求人に対し、不正受給をやめるよう書面による指導又は指示をした事



実は認められない。

したがって、本件では、「居住実態のない世帯員の保護費不正受給により」との理由は、法第62条第3項の規定により廃止処分を行う理由とはならない。

エ よって、本件処分1には法適用の誤りが認められるから、その余の点について判断するまでもなく、取消しを免れない。

(2) 本件処分2について

ア 本件処分2は、前記認定事実(2)のとおり、[]の「通学交通費に困る為」との理由による本件申請に対し、前記認定事実(9)のとおり、「[]の居住実態がないことによる。」との理由により本件申請を却下したものである。

処分庁が「[]の居住実態がない」と判断した点については、前記認定事実(5)のとおり、①処分庁職員は、平成23年4月13日に、請求人の[]及び[]が、請求人の[]宅から通学のため自転車で外出したのを確認したこと、また、②処分庁職員が、同日に、同宅を訪問し、請求人の[]及び[]の勉強道具、衣類等があることを確認したこと等を総合的に考慮すれば、処分庁は、社会通念上、十分な調査を実施した上で、妥当な判断をしたものと認められる。

したがって、「[]の居住実態がない」と認められる以上、[]の通学交通費の扶助費に係る一時扶助申請を却下した点については違法又は不当なものではない。

イ これに対して、請求人は、処分庁も許した一時的な別居状態にあるにすぎないと主張する。

しかし、前記認定事実(5)のとおり、請求人は、処分庁に対し、[]との一時的な別居を届け出た事実は認められず、また、処分庁が、請求人に対し、これを許した事実は認められない。

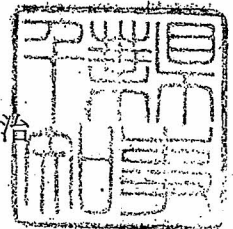
したがって、請求人の上記主張には理由がない。

ウ その他、本件処分2に違法又は不当な点は認められない。

3 以上のとおり、本件審査請求のうち、本件処分1に対する審査請求については理由があるから行政不服審査法第40条第3項を、その余の審査請求については理由がないから同条第2項をそれぞれ適用して、主文のとおり裁決する。

平成24年 2月20日

千葉県知事 鈴木 栄 治



(教示)

1 この裁決のうち、本件処分2についての裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます(生活保護法第66条第1項)(なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

2 この裁決のうち、本件処分2についての裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます(なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

なお、この裁決の取消しの訴えについては、原処分の違法を理由として取消しを求めることはできないとされています(行政事件訴訟法第10条第2項)。

3 原処分のうち本件処分2については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に[]を被告として(訴訟において[]を代表する者は[]となります。)、処分の違法を理由として訴えを提起することができます(なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記1の再審査請求をした場合については、当該再審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、本件処分2の取消しの訴えを提起することができます。

